

農林業センサス統計調査員を募集しています!

令和6年度に実施する「2025年農林業センサス」にて、町内の各調査区内の農林業経営体を訪問し、調査票の配布や回収、点検などを行う統計調査員を **120名程度** 募集しています。

空いた時間を活用したい方、ダブルワークとして従事したい方など、初めての方でも大歓迎です。ぜひ、あなたの力を貸していただけませんか。

■募集の対象

次のすべての条件を満たす方

- ・20歳以上で業務に責任を持てる方
- ・調査で知り得た秘密の保護を遵守できる方
- ・税務、警察、選挙、暴力団に直接関係のない方

■従事期間

令和6年12月中旬～令和7年2月下旬(予定)

■仕事の流れ

説明会への出席 → 調査範囲・対象の確認 → 調査票の配布・回収 → 調査票の点検・提出
 ※期間中は毎日活動する必要はなく、調査日程に基づき期限内に調査事務をしていただきます。

■報酬

1万円～7万円程度(調査区数、件数などによって変動します)

■申込期限および申込方法

令和6年8月30日(金)までに、①②いずれかの方法でお申込みください。

- ①揖斐川町政策広報課へ電話(受付時間：平日8時30分～17時15分)
- ②右の二次元コードもしくはURLから電子申請

<https://logoform.jp/f/4rZtK> (申込み後、町から連絡させていただきます)



農林業センサスとは?

国内の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の実態を明らかにして、農林行政の企画・立案のための基礎資料を作成するために、農林水産省が5年ごとに行う調査です。

【お問い合わせ】
 政策広報課
 TEL22-2112

サマージャンボ7億円
 (1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5千万円
 (1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

7月8日(月)2種類同時発売!

発売期間 7/8(月)～8/8(木)

公益財団法人岐阜県市町村振興協会

久瀬

112-6 西津汲中武良

108-3

108-1

112-5 西津汲区倉庫前

108-2

112-2

112-1

令和6年7月1日から
 はなももバスの停留所を追加します

定額減税補足給付金(調整給付金)について

1.対象者

揖斐川町から令和6年度個人住民税が課税されている方のうち、令和6年6月3日時点で納税義務者および配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額※が、令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方が対象です。ただし、納税義務者の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

※定額減税可能額

・所得税分=3万円×減税対象人数 ・個人住民税所得割分=1万円×減税対象人数

【減税対象人数】

納税義務者本人+控除対象配偶者(*)+扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)(*)

(*)国外居住者を除く。

2.給付額

次に掲げる1・2の合計額(合計額を万単位へ切り上げ)

1. 所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)
2. 個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度個人住民税所得割額

給付額イメージ

- ・家族構成：本人(納税義務者)、配偶者(控除対象配偶者)、子(中学生)
- ・本人の税額(定額減税前)：所得税5万円 個人住民税所得割 1万5千円

(1) 所得税分	(2) 個人住民税所得割分	給付額
定額減税可能額 3人×3万円=9万円 控除しきれない額 9万円－5万円=4万円	定額減税可能額 3人×1万円=3万円 控除しきれない額 3万円－1万5千円=1万5千円	(1) + (2) = 5万5千円 →万単位へ切り上げ 給付額：6万円

3.支給手続き

7月以降に町から対象者へ確認書を送付予定です。確認書に必要事項を記入いただき、本人確認書類および口座確認書類などとともに同封の返信用封筒にて返信ください。

4.返送期限 10月31日(木)消印有効

5.お問い合わせ 政策広報課 Tel.22-2112

友好都市

芽室町 だより

北海道では「とうきび」と呼びます！

5月上旬、新たな農業体験をさせていただきました。今回はとうもろこし(とうきび)の種まきです。写真のようにパイプの中に種を一粒落とし、レバーをにぎると足元の蓋があり、土に種が落ちる仕組みです。パイプの長さがあるおかげで腰をかかめる必要がない便利な道具でした。しかし30分もこの作業を続けると道具を持つ右手がくたびれたり、蓋に土が付いてきて上手く種が落ちなかつたり。この日は雨で中断しましたが、広すぎて端の見えない畑は気が遠くなるように感じました。規模によっては機械で行うそうですが、今回お邪魔した農家さんのとうきびは約1町(1万㎡)、全てこの方法で植えるそうです。

とうきびの収穫適期は3日と短く、根菜と違い収穫したらその日のうちに梱包するため8月の農家さんは大忙しです。スーパーでとうきびを見かけたら、ぜひ芽室町産を探してみてください。農家さんの真心こもった美味しさは私が保証します！



(芽室町魅力創造課 高橋)

有料広告を募集します

揖斐川町役場から書類等を送付する事務用封筒に掲載する広告主を募集します

● 広告に掲載する封筒の種類、作成枚数等

封筒の種類	長形3号
掲載位置	封筒裏面
広告1枠の規格	縦50mm×横90mm
色	単色(黒)
募集枠	3枠
掲載期間	作成枚数を使いきるまで (おおむね半年)
広告1枠の掲載料	11,000円(税込)
作成枚数	20,000枚

封筒の種類	角形2号
掲載位置	封筒表面
広告1枠の規格	縦50mm×横90mm
色	単色(黒)
募集枠	2枠
掲載期間	作成枚数を使いきるまで (おおむね1年)
広告1枠の掲載料	5,500円(税込)
作成枚数	10,000枚

- **募集期間** 7月1日(月)から7月19日(金)まで
※郵送による提出の場合は最終日必着

- **申込方法** **提出書類** ①揖斐川町封筒広告掲載申込書(様式第1号)
②掲載しようとする広告の原稿(データ)
③最新年度(納期末到達で、納付額がない場合は前年度)の市町村税納税証明書
- 提出先** 揖斐川町役場 総務部 財政課
〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地

● 広告の審査および資格者の決定

揖斐川町広告審査会で審査し、可否の結果をお知らせします。

【お問い合わせ】 財政課 TEL22-2114

大垣税務署からのお知らせ

大垣税務署では、令和6年7月10日から「内部事務のセンター化(※)」を実施いたしますので、同日以降、次の事項について、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。
なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆さまの所轄税務署を変更するものではありません。

○大垣税務署に申告書、申請書および添付書類等を提出する場合は、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

◇e-Tax(データ)により提出する場合
→従来どおり大垣税務署へ送信願います。

◇書面により提出する場合
→業務センターへ郵送願います。

【郵送先】

〒460-8527

名古屋市中区三の丸三丁目2番4号

名古屋第二国税総合庁舎

名古屋国税局 業務センター三の丸分室

○電話や面接による相談、納税証明書の交付、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり大垣税務署で行います。

○納税者の皆さまに対して、業務センターから電話や文書により問合せをさせていただきます。

(※)「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務(申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など)を、専担部署(業務センター)で集約処理する取組です。

【お問い合わせ先】 大垣税務署 総務課 TEL0584-78-4101

自動音声に従い「2」を選択してください。

揖斐川町の総合アプリ いび情報ナビ 活用ガイド



いび情報ナビ

町からのお知らせをはじめ、役場手続き・観光案内・電子申請・行事カレンダーなど、暮らしの中で役立つ情報や機能がいっぱいです。ぜひご活用ください！



すぐに使える！

簡単操作！



AppStore

※ Apple 製品をご利用中の方



GooglePlay

※ Android 製品をご利用中の方

アプリのダウンロードはこちらから

お問い合わせ 総務課 TEL 22-2113

町からのお知らせ



火災発生や避難指示などの緊急情報や、揖斐川町からの最新情報を随時お届けします。

広報いびがわ



毎月発行の広報いびがわを掲載しています。まちの話題やお知らせを確認できます。

くらしのカレンダー



毎月発行のくらしのカレンダーを掲載しています。ごみの収集日や町内行事を確認できます。

観光案内



揖斐川町の観光地や行事、イベント情報を掲載しています。

役場電話番号



揖斐川町役場の各部署の直通番号や、公共施設の電話番号が確認できます。

お役立ちリンク集



暮らしに役立つ知りたい情報がカテゴリごとに分類され、それぞれ情報が確認しやすくなっています。

電子申請



住民票や各種証明書など、窓口に来ていただくなくても申請ができます。

SNS



SNSアカウントからも情報発信を行っています。登録よろしくをお願いします。



TEL 22-2790

健康福祉課

ご利用を希望される方は、お気軽にご相談ください。

軟骨伝導イヤホンは、耳の入口付近にある軟骨を振動させて音を伝える仕組みで、耳の穴を取り巻く軟骨組織に振動を与えることで、軟骨がスピーカーの役目をして外耳道内に音波が生まれ、鼓膜を振動させて音を感じ取ることができます。

Information Room

健康福祉課窓口に「軟骨伝導イヤホン」を設置しました

聞こえに不安を感じる方が安心して窓口でのやり取りができるよう、軟骨伝導イヤホンを5月30日から健康福祉課窓口を設置しました。手続きに要する時間の短縮や円滑なコミュニケーション、プライバシーの保護にもつながります。

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

●保険証(被保険者証)を更新します(保険証は1人に1枚交付されます)

《7月31日まで・薄い赤色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和6年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇	令和6年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合



《8月1日から・薄い青色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和7年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇	令和7年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療の保険証は揖斐川町に住所を有する75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方に交付されます。現在の保険証の有効期限は令和6年7月31日ですので、8月1日からは、7月中旬頃にお送りする新しい保険証をご使用ください。新しい保険証は薄い青色に変わります。古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が判別できないよう裁断するなど、十分にご注意ください。

●マイナ保険証をぜひご利用ください！

令和6年12月2日以降、現行の保険証は発行されなくなります(有効期限が令和7年7月31日までの保険証は期限まで使用可能)ので、マイナ保険証(保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)をご利用ください。利用登録の手続き方法につきましては、住民生活課にお問い合わせください。

マイナ保険証を使用すると医療費の自己負担額が安くなる、限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されるなどのメリットがあります。

●令和6年度保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和6年度保険料は、令和5年分の所得をもとに個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料額について】

令和6年度保険料額は、以下のア、イの合計額になります(ただし、80万円(73万円^{※1})を上限とします)。

ア 均等割額 被保険者一人当たり49,412円

イ 所得割額 被保険者の所得金額^{※2}×所得割率9.56%(8.89%^{※3})

※1 令和6年3月31日時点で75歳以上の方、または、令和7年3月31日までに障害認定で被保険者となっている方は、激変緩和措置により、上限額が73万円となります。

※2 被保険者の所得金額＝総所得金額等－43万円(基礎控除額)

※3 ※2の所得金額が58万円以下の方は、激変緩和措置により、8.89%となります。

●後期高齢者医療制度の見直し

令和6年4月から後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、令和6年度保険料に反映されています。

① 後期高齢者負担率の見直し

後期高齢者の保険料の負担割合について、「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるように見直されました。

② 出産育児一時金を全世代で支える仕組みの導入

出産育児一時金に必要な費用の一部(7%)を後期高齢者の保険料から支援することになりました。

●保険料の軽減措置について

① 均等割額の軽減

均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

軽減割合	同じ世帯の被保険者と世帯主の令和5年中の総所得金額等 ^{※1} の合計額
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等 ^{※2} の数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等 ^{※2} の数 - 1) + 29.5万円 × 被保険者数 以下
2割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等 ^{※2} の数 - 1) + 54.5万円 × 被保険者数 以下

※1 軽減の基準となる「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

※2 一定の給与所得がある方(給与収入が55万円を超える方)、公的年金等に係る所得がある方(公的年金等の収入金額が、65歳以上で125万円を超える方、または65歳未満で60万円を超える方)。

(注)均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります。

② 被用者保険[※]の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方は、**所得割額の負担はありません**。均等割額は、**制度に加入後2年間は5割軽減**となります。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称で、国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

●保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と納付書や口座振替でお支払いいただく「普通徴収」があります。

① 特別徴収(年金からのお支払い)

年金の受給額が年額18万円以上の方で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。なお、特別徴収の方は、口座振替(普通徴収)に変更できます。

② 普通徴収(納付書や口座振替によるお支払い)

特別徴収の条件を満たさない方や後期高齢者医療制度に加入したばかりの方は、揖斐川町から送付される納付書や、口座振替によって保険料をお支払いいただきます。

●口座振替をおすすめしています

保険料の支払いには、口座振替をおすすめしています。口座振替には以下のメリットがあります。

- ① 毎月の支払期限までに金融機関に行って納付書で支払う必要がなくなります。
 - ② 保険料が登録口座から引き落とされるため、保険料の支払い忘れがなくなります。
- 口座振替を希望される場合は、住民生活課にお問い合わせください。

●保険料の納付が難しいとき

住民生活課では保険料の納付に関する相談を受け付けています。災害や失業などで納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

●確定申告期限後に申告された方へ

確定申告期限後に申告等をされた方は、新年度の自己負担割合や保険料額の決定に間に合わない可能性があります。この場合、当初は確定申告期限までの情報等に基づく保険証や保険料額の決定通知書をお送りし、後日、申告等の内容を踏まえた再判定を行い、変更があった場合は、保険証や決定通知書を送り直します。この場合、特別徴収(年金からの天引き)であった方が、普通徴収(納付書納付や口座納付)に切り替わることがあります。

●医療費の窓口負担割合が2割の方の配慮措置について

令和7年9月30日まで、2割負担による外来医療の負担増額が1か月最大3,000円までに抑えられます。
配慮措置が適用される場合は、高額療養費として、事前に登録されている口座に払い戻します。

●毎日健やかな生活を送るためにも、健診を受けて、病気の早期発見・予防に努めましょう。

ぎふすこやか健康診査

- 目的** 病気の早期発見、重症化予防
- 対象** 後期高齢者医療被保険者(75歳以上の方)
- 検査項目** 問診、身体計測、身体診察、
血圧測定、血液検査、尿検査
※医師が必要と認めた方のみ、心電図検査を行います。
- 自己負担** 500円
- 実施期間** 6月1日(土)～8月31日(土)

※昭和24年5月1日から昭和24年8月31日に生まれた方は10月実施になります。案内は9月末ごろ発送します。

ぎふさわやか健診 (後期高齢者口腔健康診査)

- 目的** 口腔機能低下や肺炎などの疾病予防
- 対象** 後期高齢者医療被保険者(75歳以上の方)
※ぎふすこやか健診の案内と一緒に通知します。
- 検査項目** 問診、歯の状態、咀嚼能力、
舌機能、嚥下機能 他
- 自己負担** 300円
- 実施期間** 6月1日(土)
～令和7年3月31日(月)

- 受診方法や実施医療機関については、6月に発送された案内通知をご確認ください。
- 介護認定を受けている方には案内を通知しません。
健診を希望される方は、住民生活課または揖斐川保健センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ 住民生活課
揖斐川保健センター

TEL 22-2111
TEL 23-1511 (健診関係)



揖斐川町職員を募集します

令和7年度採用 第2回統一試験

揖斐川町では次のとおり職員を募集します。

一般行政(大学・短大・高校卒業程度)

応募資格

令和7年4月1日現在において満30歳以下の方で、大学・短期大学・高校を卒業または令和7年3月卒業見込みの方

一般行政(社会人)

応募資格

令和7年4月1日現在において満26歳以上40歳以下の方で、通算して3年以上社会人経験がある方(アルバイトは含まない)

土木職

応募資格

令和7年4月1日現在において満40歳以下の方で、大学・短期大学・高等学校を卒業または令和7年3月卒業見込みの方

保健師

応募資格

令和7年4月1日現在において満30歳以下の方で、保健師の資格を有する方、または令和6年度内に資格取得見込みの方

社会福祉士

応募資格

令和7年4月1日現在において満30歳以下の方で、社会福祉士の資格を有する方、または令和6年度内に資格取得見込みの方

保育士

応募資格

令和7年4月1日現在において満50歳以下の方で、保育士となる資格を有し、保育士登録簿に登録した方または令和6年度内にその登録見込みの方

募集人員

- 一般行政(大学・短大・高校卒業程度) 3名程度
- 一般行政(社会人) 若干名
- 土木職 若干名
- 保健師 若干名
- 社会福祉士 若干名
- 保育士 3名程度

受付期間

7月1日(月)～7月31日(水)

1次試験

- 日時 9月22日(日)
- 場所 岐阜聖徳学園大学 岐阜キャンパス
- 内容 教養試験、事務適性検査ほか

「土木職」は専門試験あり

1次試験発表

10月中旬(予定)

2次試験

11月上旬(予定)

最終合格発表

11月下旬(予定)

応募方法

- 受付期間中に次の書類を役場総務課まで提出してください。
- 試験申込書(役場総務課備え付け)
- 履歴書(A3サイズのカラー写真を貼付)
- 卒業(見込)証明書



「ごちやまぜ地域医療ワークショップ」参加高校生募集

医療・介護・福祉の仕事に興味がある町内在住の高校生を対象に、ワークショップを開催します。学生、専門職の方と交流する楽しい機会になります。

日時

7月27日(土) 10時～12時(受付9時30分)

場所

地域交流センターはなもも 多目的室1

対象

医療・介護・福祉に興味のある町内在住高校生

参加費

無料

申込期限

7月19日(金)

申込方法

左記までお電話ください。※警報発令などの場合は延期または中止する場合があります。

健康福祉課 Tel 23-1341

鶴見亭に出店される方を募集します

藤橋城広場にある鶴見亭(物販・食販交流促進施設)に出店される方を募集します。

施設の場所

揖斐川町鶴見地内 (藤橋城・西美濃プラネタリウム西側)

出店期間

契約日から年度末まで

※年度ごとの契約となります。

施設使用料

屋内休憩所を有する店舗

月額15,000円

共同電気負担分 月額5,000円

※店舗の電気料金は、使用量に応じ別途徴収いたします。
※水道とプロパンガスについては、それぞれで契約していただきます。

応募資格

店舗の営業に必要な資格をお持ちの方

応募方法

電話申し込み後、現地説明をします。
水源地域ビジョン推進室

Tel 52-2111

揖斐川町太陽光発電設備等設置補助金について

4月17日以降に、住宅用太陽光発電設備などの新規契約をされ、再エネ特措法に基づくFIT制度やFIPの認定を取得しない設備に対して、補助金が交付されます。

目的

再生可能エネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの排出削減を図るため

補助金の交付対象設備と補助金額

○太陽光発電設備
補助金額 1kW当たり7万円、5kWを上限とする。

※中古やリース設備ではないこと

○蓄電池

補助金額 蓄電池価格の3分の1の額で、5kWを上限とする。

※太陽光発電設備と同時に設置する

15・5万円/kWh以下の蓄電池

住民生活課

Tel 22-2786

Information Room

子育て支援員研修を受講してみませんか

保育や子育て支援分野の業務に従事することを希望される方に向けて、子育て支援員研修が開催されます。県内で子どもに関わる仕事に携わりたいと考えておられる方なら、どなたでも受講可能です。

(受講費用は無料、研修資料代は別途徴収する場合があります)

平成27年度から毎年岐阜県が主催し、研修を開催しています。受講申込みや日程の詳細については、岐阜県公式ホームページに掲載されます。ご希望の方、ご関心のある方は研修案内をご覧ください。

岐阜県ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>

「岐阜県 子育て支援員研修」で検索

☎子育て支援課
TEL 22-2791

Information Room

川での水難事故を防ぎましょう

川での水難事故が多発しています。川遊びをするときや魚釣りをするとき、必ずライフジャケットを着用しましょう。また、お酒を飲んだら川には入らないようにしましょう。特に川を泳いで渡ろうとすることは、絶対にしないでください。

川には危険が潜んでいます。十分注意して水難事故を防ぎましょう。

岐阜県河川課ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6740.html>

「せせらぎに僕も魚もすきとおる」7月は「河川愛護月間」です

川は私たちの憩いの場。みんなで川を美しくしましょう。川には沢山の自然があります。川の環境保全・再生に心がけましょう。堤防は私たちの生命や財産を守っています。ルールを守って、川に親しみましょう。

国土交通省木曽川上流河川事務所

ホームページ
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/index.html>

損妻警察署からのお知らせ

○県内において交通死亡事故が増加
岐阜県では、今年に入って交通死亡事故が増加傾向にあります。

死者に占める高齢者の割合は、依然として高率を占め、歩行者や自転車被害に遭う方も約5割を占めています。また、シートベルトを着用していれば助かったと思われる方もいます。

地域全体で交通安全に対する意識を高め、みんなで交通事故の無い揖斐郡にしましょう！

○自転車に乗る時はヘルメットの着用を！

自転車利用者に対する「乗車用ヘルメットの着用が努力義務化」から1年

が経過しましたが、まだまだヘルメットを着用せずに自転車を利用している方を見かけることが多く、ヘルメット着用率が低調です。

昨年、揖斐郡内においては、自転車と車が衝突する死亡事故が発生したほか、自転車が関係する交通事故が増加しました。

自転車を利用される方は、自転車安全利用五則を守りましょう。

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

※ヘルメットを着用していない場合、致死率が着用時の約2・7倍になります。

※万が一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。

○夏の交通安全県民運動

期間 7月11日(木)～7月20日(土)
揖斐警察署交通課
TEL 23-0110

第22回夏休み親子税金探偵団 団員募集

一般社団法人大垣法人会青年部会では、国や地域において税金がどのように徴収され活用されているかを学んでいただくために、参加者を募集します。

■日時 8月21日(水)

8時～16時30分(予定)

■集合場所 大垣市総合体育館駐車場

■募集人員

西濃地域在住の小学3年生から中学生までの親子90名

■見学先

大垣税務署・大垣市役所・岐阜県広域防災センター・長良川うかいミュージアム

■参加費

大人1,500円、子供500円
(後日、振込用紙を郵送します)
(昼食代などを含みます)

■申込方法

郵送・FAXにて申込みされる方は、住所、親子氏名、生年月日、保護者職業、子どもの学校名・学年、電話番号、緊急連絡先(携帯番号)を明記して左記まで送付ください。

また、Eメールにて申込みされる方も、必要事項を明記してください。

※詳細はホームページをご覧ください。

<https://cms.ginector.jp/ogkhoin/>

■締め切り 7月19日(金)必着

☎TEL 503-0803

大垣市小野4-35-10

一般社団法人大垣法人会青年部会

TEL 0584-81-1288

Fax 0584-81-1539

メール ogkhoin@snow.ocn.ne.jp

5月の
ご長寿さん



この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いが贈られました。皆さん、これからもお元気で長生きをしてください。



みくぼ ちりこ
三窪 チリ子 さん
95歳(清水)



はせがわ
長谷川 ふさゑ さん
95歳(谷汲岐礼)



ついき さかえ
立木 榮 さん
95歳(和田)



ふじさわ まさお
藤澤 正男 さん
100歳(上東野)



こでら まこゆき
小寺 孫行 さん
95歳(春日香六)



こばやし さとこ
小林 さと子 さん
95歳(房島)



とみだ ふみこ
富田 文子 さん
95歳(房島)



こもり あさ江
小森 あさ江 さん
95歳(小野)



みやわき よしこ
宮脇 吉子 さん
95歳(北方)

Information Room

揖斐川町シルバー人材センター
からのお知らせ

■ 襖・障子・網戸の張り替え

綺麗な襖で、お盆を迎えませんか。お盆までの張り替えは、お早めにご依頼ください。

その他お困りのことがございましたら、まずはお電話にてご相談ください。お見積りは無料です。

(仕事例)

- *草刈り・草取り
- *襖・障子・網戸張り
- *資源ゴミ等の分別
- *病院などの付き添い
- *家事援助(洗濯、掃除、窓拭き、食事作り、買い物、片付け)
- *軽作業
- *社内清掃

その他の仕事もお問い合わせください。

■ 今月の事業および入会説明会

センターでは、健康で働く意欲のある60歳以上の会員が、長年培った経験や特技を活かして就業しています。常時会員を募集していますので、興味のある方はご予約の上、説明会にお越しください。

(日 時) 7月2日(火)、16日(火)

10時開始(約1時間)

※要予約

☎(公社)揖斐川町シルバー人材センター

TEL 23-0907

有
料
広
告
欄